令和5年度 第9回 県有林林産物 一般競争入札

公売公告並びに明細表

公 売 公 告

第9回 県有林林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、 現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課におたずねください。

- 1 売払物件の番号および所在地別紙明細書のとおり。
- 2 伐採·搬出の条件 諸法令による制限行為の定めを遵守してください。 箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。
- 3 売払物件の搬出期間 別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時

*受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和5年12月11日(月)	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 4階 401会議室	中北 林務環境 事務所長	9時40分 ~ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和5年12月12日(火)	甲州市塩山上塩後 1239番地1 東山梨合同庁舎 1階103会議室	峡東 林務環境 事務所長	9時40分 ~ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和5年12月13日(水)	都留市田原 2-13-43 南都留合同庁舎 4階大会議室	富士·東部 林務環境 事務所長	9時40分 ~ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0551-23-3092 峡東林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0553-20-2724 富士·東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815

5 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(23-6)」または「森林整備(70-3)」及び「その他不用品の買入(15-12)」または「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者とします。入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。

(3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2項適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を 徴収します。

7 入 札

消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4項又は第5項適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

9 契約締結期限

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限 契約締結の日から30日以内とします。

11 代 金 延 納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵 便 入 札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日 (前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送 してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代 理 入 札

この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再 入 札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵 守 事 項

入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、山梨県恩賜県 有財産管理条例、同施行規則及び入札心得書を遵守してください。

16 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

17 そ の 他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

別記

代 金 延 納 要 領

	刉	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立	木	資金の回収期間が6箇月以上で、	4箇月以内 ただし1,000 m ³	①利付国債	年利
		1件の売払代金が100万円以上になる時	以上を売り払うときは	②その他政府の保証	1.00%
		る時	8箇月以内	のある債券 ③銀行法により免許を	(違約金) 年利
素	材	1件の売払代金が 20万円以上になる 時	3箇月以内	受けた銀行が引受 けをし、又は裏書を した手形	14.60%

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若 しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記 (1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結してい る者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

〔 法人、団体にあっては事務所所在地 〕

<u>住</u>所 〔法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名〕 (ふりがな) 氏 名

生年月日(大正:昭和:平成:令和) 年 月 日

中北 109 南アルアス市 49	所別	公告	市町村 大字	林班	面積	樹	種	用途	径級区分	本 数	材 積	搬出期間
# 12-14 85 7.20	721744	番号	字	小 班	(ha)	127	1-1-	/14 ~ <u>.</u>	(cm)	(本)	(m3)	備考
# 16-20 263 58.35	中北	109	南アルプス市	49	3.48	ひのき		用材	6-10	7	0.22	14ヶ月
ロ三十八ヶ村 入会 1			芦安安通	ν ₁₀				11	12-14	85	7.20	部分林
Acc 1								11	16-20	263	58.35	水源かん養保安林
Tomesham								11	22-28	517	286.27	県立公園
## 15								11	30-54	332	297.06	第3種特別地域
リー・ローラー (公売条件) リー・ローラー (公売条件) リー・ローラー (大学社) リー・ローラー (公売条件) リー・ローラー (大学社) リー・ローラー (大学社) リー・ローラー (大学社) リー・ローラー (大学社) リー・ローラー (大学社) リー・ローラー (大学社) カント計 (大学社) リー・ローラー (大学社) カント計 (大学社) リー・ローラー (大学社) カント計 (カーラー) リー・ローラー (大学社) カンボーが計 (カーラー) 1 (大学社) カンボーが計 (カーラー) 1 (大学社) カンボーが計 (カーナー) 1 (大学社) カンボーが (カーナー) 1 (大学社) カーナー (大学な) 1 (大学社) カーナー (大学な) 1 (大学社) カーナー (大学な) 1 (大学社) カーナー (大学な) 1 (大学な) カーナー (大学な) 1 (大学社) カーナー (大学な) 1 (大学な) カーナー (大学な) 1 (大学な) カーナー (大学な) 1 (大学な) カーナー (大学な) <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ひのき</td> <td>き小計</td> <td></td> <td></td> <td>1,204</td> <td>649.10</td> <td>75年生人工林</td>						ひのき	き小計			1,204	649.10	75年生人工林
# 16-20 18 4.20 # 22-28 38 19.06 # 30-54 89 121.33 # 56- 6 23.93 # 56- 6 23.93 # 56- 6 23.93 # 56- 6 23.93 # 56- 6 23.93 # 56- 39.56 38.66 # 70 39.51 2 # 70 39.51 2 # 70 39.51 2 # 70 39.51 2 # 70 39.51 2 # 70 39.51 2 # 70 39.51 2 # 70 39.51 2 # 70 39.51 2 # 70 38.66 38.66 # 70 421.27 39.31 # 70 3.33 3 # 70 4.85 36 # 70 4.85 36 # 70 4.85 36 # 70 6.33 3 # 70 6.33 3 # 70 6.33 3 # 70 6.33 3 # 70 6.33 3 # 70 6.43 4						すぎ		用材	6-10	3	0.08	
## 22-28 38 19.06 1.代 (投票法面の # 30-54 89 121.33 1.代 (投票法面の # 160 169.17 160 169.17 170								11	12-14	6	0.57	(公売条件)
## 22-24 30 19.00 ## 19.00								II	16-20		4.20	1 代例大学の法判は
## 56- 6 23.93 分配値。 必要 でで対策等を講								II	22-28			止、伐採法面の崩落
# 366 6 23.93 すぎ小計								11				防止、表土の流出防 止等。 林地保全に十
一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方								11	56-			分配慮し、必要に応
# 30-54 285 373.10 2 素道設置、集造、造物 集価所及び残金 機材・未木枝条 理等については 物理・事務所と かまつ小計 2 4.85 あかまつ小計 56- 1 2.80 用材 56- 1 2.80 3 既設林道、将 東京・市所と かっては 海環境事務所と かっぱい 計 2.80 3 既設林道、作 遺 隣接地等を つが小計 7 6.33 くり 用材 22-54 7 6.33 けやき小計 7 6.33 けやき小計 31 15.47 1 1.74 ほおのき小計 1 1.74 1 1.74 きはだ小計 22-54 1 0.56 1 0.56 みずき 用材 22-54 2 0.52 2 0.52 みずき小計 22-54 1 1 0.56 2 0.52 みずき小計 22-54 1 1 0.99 1 4.66 ル 32-54 11 10.99 カンボを) 1 1 4.66 ル 32-54 5 6.70 2 0.52 とち類小計 22-30 9 2.77 1 32-54 5 6.70 とち類小計 14 9.47							ぎ小計					
## 30-54 285 3(3.10 出路、集積、造業 285 3(3.10 からまつ小計 36- 3 8.66 端材・未木枝条						からまつ						2 索道設置、集材搬
からまつ小計 367 421.27 選挙 末木枝条 第等								11				出路、集積、造材作
あかまつ 用材 30-54 2 4.85 後環境事務所とすること 表現 表現 表現 表現 表現 表現 表現 表								11	56-			業箇所及び残存する端材・末木枝条の処
あかまつ小計 2 4.85 つが 用材 56- 1 2.80 3 既設林道、作道、隣接地等をする場合は、関 くり 用材 16-20 5 0.63 パ 22-54 7 6.33 けやき 用材 16-20 5 0.63 パ 22-54 26 14.84 けやき小計 31 15.47 ほおのき 用材 56- 1 1.74 ほおのき小計 1 1.74 きはだ 用材 22-54 1 0.56 きはだ小計 2 0.52 みずき小計 2 0.52 なら類 用材 22-30 11 4.66 パ 32-54 11 10.99 なら類小計 22-30 9 2.77 パ 32-54 5 6.70 とち類小計 14 9.47												理等については、林
一つが 用材 56- 1 2.80 さ								用材	30-54			すること。
April)小計					3 既設林道,作業
日本 日本 16-20 14.84 17-22-54 7 15.47 1							a 1 = 1	用材	56-			道、隣接地等を使用
大学 月材 16-20 5 0.63 17-20							小計	HT 1. 1.	22 -1			する場合は、関係機 関に必要な手続きを
けやき 用材 16-20 5 0.63								用材	22-54			行うこと。
パ 22-54 26 14.84 けやき小計 31 15.47 ほおのき 用材 56- 1 1.74 ほおのき小計 1 1.74 きはだ 用材 22-54 1 0.56 きはだ小計 1 0.56 みずき 用材 22-54 2 0.52 みずき小計 2 0.52 樹種、材積の方法は、毎末調による。 なら類 用材 22-30 11 4.66 よち類 用材 22-30 9 2.77 とち類 用材 22-30 9 2.77 カリ 32-54 5 6.70 とち類小計 14 9.47							り小計	штт	10.00			
けやき小計 31 15.47 15おのき 用材 56- 1 1.74 15はで 用材 22-54 1 0.56 2はだ小計 1 0.56 2はだ小計 1 0.56 2はだ小計 2 0.52 4 2 0.52 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3						けやき						
はおのき						17 P	i∉ 14	"	22-54			
ほおのき小計								ш++	F.C.			
きはだ 用材 22-54 1 0.56 きはだ小計 1 0.56 みずき 用材 22-54 2 0.52 みずき小計 2 0.52 なら類 用材 22-30 11 4.66								用材	96-			
きはだ小計 1 0.56 みずき 用材 22-54 2 0.52 (調査方法) みずき小計 2 0.52 樹種、材積の計 なら類 用材 22-30 11 4.66 による。 ### 10.99 なら類小計 22-30 9 2.77 ### 22-30 9 2.77 ### 32-54 5 6.70 とち類小計 14 9.47							さ小計	ш++	00 54			
みずき 用材 22-54 2 0.52 樹種、材積の計方法は、毎本調 たよる。 なら類 用材 22-30 11 4.66 による。 ル 32-54 11 10.99 なら類小計 22 15.65 とち類 用材 22-30 9 2.77 ル 32-54 5 6.70 とち類小計 14 9.47							シル 計	用例	22-34			
みずき小計 2 0.52 樹種、材積の計方法は、毎末調をいる なら類 用材 22-30 11 4.66 川 32-54 11 10.99 なら類小計 22 15.65 とち類 用材 22-30 9 2.77 川 32-54 5 6.70 とち類小計 14 9.47							_/1,旦[田おお	22-54			(調査方法)
大き類							を小針	7 (17/2)	44 04			樹種、材積の調査
ボウン (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)							5/1,11	田おお	22-20			方法は、毎木調査法による。
なら類小計 22 15.65 とち類 用材 22-30 9 2.77 " 32-54 5 6.70 とち類小計 14 9.47						1、より対						. 5.30
とち類 用材 22-30 9 2.77 " 32-54 5 6.70 とち類小計 14 9.47						から新	百小計	"	04 U4			
" 32-54 5 6.70 とち類小計 14 9.47							84、4、日日	用材	22-30			
とち類小計 14 9.47						- JA						
						とち圏	百小計		02 01			
■							材計			1,812	1,296.93	
小径木(針) チップ等 88 25.86								チップ等				
小径木(広) チップ等 473 82.38												
小径木計 561 108.24												
合計 3.48 2,373 1,405.17	合計				3.48	7 1	. , 81					

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間 備 考
峡東	205	山梨市	9	5.97	すぎ	用材	22~28	31	15.39	搬出期間
吹木	200	八幡山	~7	0.91			36~40	188	346.34	18ヶ月
		/ 八曜日	.,				小計	219	361.73	一般林
					ひのき	用材	16~20	565	152.6	普通林
							22~28	377	178.04	
							30~34	63	59.97	
							小計	1,005	390.61	63年生人工林
					あかまつ	用材	22~28	509	271.96	
							30~34	710	748.73	(公売条件)
							小計	1,219	1,020.69	1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の
					からまつ	用材	22~28	597	384.96	朋格的止、衣工の 流出防止等、林地
							30~34	534	623.29	保全に十分配慮 し、必要に応じて 対策等を講ずるこ
							小計	1,131	1,008.25	と。
					< 9	用材	32~40	28	32.55	2 集材搬出路、造材作業箇所、材の
							小計	28	32.55	集積箇所及び残存 する末木枝条等に ついては、事前に
					用材計			3,602	2,813.83	林務環境事務所と協議すること。
						1				
					小径木(針)	チップ等		682	93.80	3 既設林道、作業道等を使用する場
					小径木(広)	チップ等		2,138	277.69	合は、関係機関に 必要な手続きを行 うこと。
					小径木計			2,820	371.49) <u> </u>
										(調査方法) 樹種、材積の調査
										方法は、標準地調査法による。
合計				5.97				6,422	3,185.32	

所別	公告 番号	市町村字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (㎡)	搬出期間備 考
峡東	206	山梨市	35	1.08	ひのき	用材	22~28	30	15.50	搬出期間
PXX	200	幕岩	は4	1.00			30~34	42	39.22	24ヶ月
		111.70	10.1				小計	72	54.72	一般林
					からまつ	用材	22~28	21	10.18	水源涵養保安林
							36~40	272	363.49	
							56~	2	7.93	83年生人工林
							小計	295	381.60	
					用材計			367	436.32	
										(公売条件)
					小径木(針)	チップ等		233	94.96	1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の
					小径木(広)	チップ等		724	70.98	崩落防止、表土の 流出防止等、林地
					小径木計			957	165.94	保全に十分配慮し、必要に応じて
										対策等を講ずること。
										2 集材搬出路、造 材作業箇所、材の 集積箇所及び残存 する末木枝条等に ついては、事前に 林務環境事務所と 協議すること。
										3 既設林道、作業 道等を使用する場 合は、関係機関に 必要な手続きを行 うこと。
										4 当該箇所の搬 留経路の山におかい 田一段には、 田一後には、 田一後には、 ででである。 田一後には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
										(調査方法) 樹種、材積の調査 方法は、標準地調 査法による。
合計				1.08				1,324	602.26	

所別	公告 番号	市町村字	林班小班	面積 (ha)	樹種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間備 考
峡東	207	笛吹市	139	1.41	あかまつ	用材	22~28	169	73.74	搬出期間
15010	201	新倉	5 2	1111		"	36~40	437	498.01	18ヶ月
						11	56~	14	43.15	一般林
							小計	620	614.90	
					用材計			620	614.90	水源涵養保安林
										82年生人工林
					小径木(針)	チップ等		169	46.95	
					小径木(広)	チップ等		1,128	73.88	
					小径木計			1,297	120.83	
										1 () おります () である (
合計				1.41				1,917	735.73	
ЦΠ				1.71				1,311	100.10	

所別	公告 番号	市町村字	台帳 番号	面積 (ha)	樹種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間 備 考
此士	000	<i>b</i> /c n/a →	0.77.6		ひのき	用材	16~20	463	142.11	搬出期限
峡東	208	笛吹市 入沢	376	2.67		"	22~28	2,261	1086.25	令和7年11月5日
		700				"	30~34	488	351.03	県行分収林
							小計	3,212	1,579.39	分収育林契約地 (育林地所有者:個人)
					用材計			3,212	1,579.39	水源涵養保安林
										48年生人工林
					小径木(針)	チップ。等		283	70.15	
					小径木計			283	70.15	(公売条件)
										1 搬出期限は育林地所有者と の合意に基づき設定されてお り、原則として搬出期間は延長 できない。
										2 当該箇所及びその周辺は 私有林であるため、作業に当 たっては区域境界の把握等に 十分注意すること。
										3 当該箇所の伐採に際して は、必要に応じて関係者の同 意等を得ておくこと。
										4 当該箇所は保安林であるため、保安林皆伐許可後に伐採すること。
										5 伐倒木等の流出防止、伐採 法面の崩落防止、表土の流出 防止等、林地保全に十分配慮 し、必要に応じて対策等を講 ずること。
										6 公売箇所区域内外における 集材架線、搬出路及び造材・ 集積土場等の設置、既設林 道・作業道等の使用、端材・末 木枝条の処理等については、 事前に関係土地所有者や施 設管理者の同意を得ること。
										7 5,6で掲げる対策等や施設 の設置、使用に当たり、関係法 令等に基づく手続きが必要と なる場合はこれを行うこと。
										(調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標 準地調査法による。
合計				2.67				3,495	1,649.54	

所別	公告 番号	市町村字	台帳番号	面積 (ha)	樹種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m³)	搬出期間備 考
峡東	209	山梨市	433	2.36	すぎ	用材	36~40	77	122.12	搬出期限
0011		長畑					小計	77	122.12	令和8年12月13日
		20/11			ひのき	用材	16~20	58	16.87	県行分収林
						11	22~28	715	387.09	分収育林契約地 (育林地所有者:個人)
						"	30~34	653	588.09	普通林
							小計	1,426	992.05	47年生人工林
					あかまつ	用材	22~28	41	20.35	
						11	36~40	149	167.75	(公売条件)
							小計	190	188.10	1 搬出期限は育林地所有者との合意に基づき設定されてお
					用材計			1,693	1,302.27	り、原則として搬出期間は延長 できない。
							ı			
					小径木(針)	チップ等		483	198.23	2 当該箇所及びその周辺は私有林であるため、作業に当
					小径木(広)	チップ等		163	7.11	たっては区域境界の把握等に 十分注意すること。
					小径木計			646	205.34	o リーナがご o / N-ゼリー IIが! ー
										3 当該箇所の伐採に際して は、必要に応じて関係者の同 意等を得ておくこと。
										4 当該箇所は普通林であるため、落札後に伐採届を提出すること。
										5 伐倒木等の流出防止、伐採 法面の崩落防止、表土の流出 防止等、林地保全に十分配慮 し、必要に応じて対策等を講 ずること。
										6 公売箇所区域内外における 集材架線、搬出路及び造材・ 集積土場等の設置、既設林 道・作業道等の使用、端材・末 木枝条の処理等については、 事前に関係土地所有者や施 設管理者の同意を得ること。
										7 5,6で掲げる対策等や施設の設置、使用に当たり、関係法令等に基づく手続きが必要となる場合はこれを行うこと。
										(調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標 準地調査法による。
合計				2.36				2,339	1,507.61	

所別	公告 番号	市町村字	林 班 小 班	面積	樹種	用途	径級区分	本数	材積	搬出期間 備 考
				(ha)	からまつ	用材	(cm) 12~28	(本) 1,014	(m ³)	14ヶ月
富士・	410	大月市	147	3.84	7 96 2					—————————————————————————————————————
東部		本沢	V \5, <i>\</i> ⊂1			用材	30~54	629	572.03	土砂流出防備保安林
										60年生人工林
							小計	1,643	1,068.43	(公売条件)
										1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。
										2 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所及び残存する末 木枝条等について は、事前に林務環境 事務所と協議するこ と。
										3 既設林道、作業道 等を使用する場合 は、事前に関係機関 に必要な手続きを行う こと。
										(調査方法)
										樹種、材積の調査方法は、標準地調査法 による。
					用材木計			1,643	1,068.43	
					小径木(針)	チップ等		440	132.04	
					小径木(広)	チップ等		1,309	35.04	
					小径木計			1,749	167.08	
合計				3.84				3,392	1,235.51	

所別	公告 番号	市町村字	林 班 小 班	面積	樹種	用途	径級区分	本 数	材積	搬出期間 備 考
				(ha)	からまつ	用材	(cm) 12~28	(本) 1,240	(m ³)	16ヶ月
富士•	411	鳴沢村	422 V 2,6,8	5.00	7 96 2	用材	30~54	820	841.40	一般林
東部		富士山	v 2,0,0			71141	00 01	020	011.10	普通林 国立公園 第三種特別地域
										富士山世界遺産 構成資産
										58~61年生人工林
							小計	2,060	1,528.30	(公売条件)
					しらべ	用材	12~28	20	6.60	1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出
						用材	30~54	40	57.40	防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。
										2 集材搬出路、造材
										作業箇所、材の集積 箇所及び残存する末 木枝条等について
										は、事前に林務環境事務所と協議するこ
							小計	60	64.00	と。 3 既設林道、作業道
					とち類	用材	22~30	30	19.50	等を使用する場合は、事前に関係機関
						用材	32~54	60	121.50	に必要な手続きを行うこと。
										(調査方法)
										樹種、材積の調査方法は、標準地調査法 による。
							小計	90	141.00	
					用材木計			2,210	1,733.30	
					小径木(針)	チップ等		460	156.00	
					小径木(広)	チップ等		900	191.20	
					小径木計	I		1,360	347.20	
合計				5.00				3,570	2,080.50	